

令和 7 年度県政広報手話テレビ番組制作業務委託仕様書

1 事業目的

県政広報手話テレビ番組「手話タイム・プラスワン」は、県政に対する県民の理解や関心を深めるとともに、聴覚障害者の方が必要な情報を入手できるよう、手話や字幕を使用して県政のニュースや生活情報等をわかりやすく紹介する番組であるため、特に聴覚障害者の方に配慮した番組制作や、より効果的に伝えるための工夫が必要となっています。

令和 7 年度業務の遂行にあたっては、上記の趣旨を十分踏まえ、県と協議の上、業務を行うこととします。

2 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 業務回数

年 20 回制作（各月 1 ～ 2 回放送、初回放送は 4 月 23 日を予定）

4 業務内容

県政広報手話テレビ番組「手話タイム・プラスワン」で放送する番組コンテンツの制作

- ・ 9 分間の番組とすること
- ・ 聴覚障害者に必要な情報を県と協議の上決定し、取材を行うこと等により、情報素材を収集すること

5 放送までの作業工程

（1）番組制作に関する資料・台本の提出

- ・ 番組で取り上げる情報について、その項目や内容がわかる資料および台本を広報課へ提出し、承認を受けること。

（2）番組収録

- ・ 番組では手話通訳者を起用すること。
- ・ インターネット上での動画配信を行うことを前提として、制作段階で著作権の処理を済ませておくこと。

（3）成果物の納品

- ・ 別途、県が委託する放送業務の受託者に、放送日の 10 営業日前までに「XDCAM」として納品すること。
- ・ 成果物を収録した DVD（1 点）と映像データ（mp4 形式）を、放送終了後に広報課まで納品すること。

6 制作物の著作権および著作者人格権

本業務における全ての成果物（映像、イラスト、写真（未使用写真含む）、ロゴ等）の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含む）は、委託料の支払と同時に全て県に譲渡されるも

のとし、県は、県が行う広報のために自由に利用できるものとする（ただし、受託者に著作権および著作者人格権を有しないものについては除く）。

受託者は、県および県が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。